

## いなべ市国民保護計画に関する意見及び回答

計画(ページ等)	意見・要望内容	意見・要望に対する市の考え方
第3章 関係機関相互の連携 7 自主防災組織及びボランティア団体等に対する支援等 (1) 自主防災組織等に対する支援	有事の際に自主防災組織が活動するにあたって、組織の現地対策本部を極力設置するよう指導し、その場所が地域住民等にわかりやすくなるよう幟旗、提灯等で明示する。現地対策本部の設置場所については公民館、神社境内等の地域住民が出入りしやすい施設を選定するよう指導する。	市対策本部を設置する場合は、知事から設置すべき市の指定の通知を受けてからとなり、設置後、必要に応じて現地対策本部を設置し、関係機関との連携を図る。 自主防災組織、自治会長等の活動は、市長が、その安全を十分に確保したうえで、避難住民の誘導等の協力を要請する。 公民館等が一時避難施設になり得るかは、これから策定する「避難実施要領」において検討する。